

清須市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について次のとおり公表する。

平成28年3月3日

清 須 市 監 査 委 員      黒 川 了 一

清 須 市 監 査 委 員      成 田 義 之

# 定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり監査を実施しました。

## 第1 監査を実施した監査委員

黒川 了一  
成田 義之

## 第2 監査の種類

定期監査

## 第3 監査の概要

### (1) 監査の対象部局課・対象期間及び実施年月日

- ①健康福祉部健康推進課、市民環境部清洲支所、健康福祉部社会福祉課  
対象期間 平成27年4月1日から平成27年9月30日までの所管事務  
実施期間 平成27年11月1日から平成27年11月24日まで
- ②建設部土木課、建設部地域開発課、建設部新清洲駅前周辺まちづくり課、  
建設部上下水道課（水道事業）  
対象期間 平成27年4月1日から平成27年10月31日までの所管事務  
実施期間 平成27年12月1日から平成27年12月24日まで
- ③教育委員会事務局教育部学校教育課、教育委員会事務局教育部学校給食センター  
管理事務所  
対象期間 平成27年4月1日から平成27年11月30日までの所管事務  
実施期間 平成28年1月4日から平成28年1月27日まで

### (2) 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、各課に共通する収入・支出事務、契約事務、補助金交付事務などの財務事務及び個別の事務事業において、それぞれ抽出による関係書類や監査資料等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取して、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

## 第4 監査の結果

監査を実施した範囲においての各所管の事務事業の執行処理状況については、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、一部において是正・改善を要する軽微な事項については、その都度、監査の対象部局課に対し、是正指導を行った。各所管の事務事業の内容及び監査の結果及び意見について主なものは、次のとおりである。

1 健康福祉部健康推進課所管

主な所管の事務は、栄養改善指導、狂犬病予防に関する事務、成人保健・がん検診に関する事務、特定健康診査に関する事務、母子の健康診査・予防接種事業に関することである。

健康診査費等各種検診関係委託、その他の契約文書等について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

【意見】

西春日井2次救急医療における医療機器購入に関する負担金については購入内容を精査し、負担が過度にならないように努めていただきたい。

2 市民環境部清洲支所所管

主な所管の事務は、各種証明書の発行、届出書の受理及び税等の収受に関することである。

庁舎清掃業務委託、その他の契約文書等について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められ、特に記すべき事項はない。

3 健康福祉部社会福祉課所管

主な所管の事務は、社会福祉事業・災害援護に関する事務、身体障害者・知的障害者・精神障害者福祉に関する事務、生活保護に関することである。

臨時福祉給付金システム構築業務委託、その他の契約文書等について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

4 建設部土木課所管

主な所管の事務は、土木・農地事業の企画実施、道路及び用排水路の新設改良、街路灯、交通安全に関することである。

地籍調査業務等委託、工事、その他の契約文書等について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

5 建設部地域開発課所管

主な所管の事務は、土地区画整理事業、拠点開発等に関することである。

清洲駅前土地区画整理組合設立総会運営委託の契約文書等について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、補助金及びその他の負担金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

6 建設部新清洲駅前周辺まちづくり課所管

主な所管の事務は、市施行土地区画整理事業に関することである。

名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業業務の契約文書等について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められ、特に記すべき事項はない。

7 建設部上下水道課所管（水道事業）

主な所管の事務は、水道事業に関することである。

水道料金システム改修委託等、貸借、その他の契約文書等について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められ、特に記すべき事項はない。

8 教育委員会事務局教育部学校給食センター管理事務所所管

主な所管の事務は、学校給食の振興、給食献立の作成及び栄養報告、給食費、学校給食センター運営委員会に関する事務である。

吸水式冷温水発生機保守点検業務等委託、その他の契約文書等について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められ、特に記すべき事項はない。

9 教育委員会事務局教育部学校教育課所管

主な所管の事務は、学校教育全般、学校施設の整備及び環境衛生、教育施設の設置及び管理、転入学、就学及び要・準要保護、学校保健及び幼稚園に関することである。

屋内体育施設非構造部材耐震改修工事に係る設計管理業務等委託、工事、備品購入、その他の契約文書等について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められ、特に記すべき事項はない。

## 第5 監査のまとめ

他の事務も含め、予算決算会計規則、物品管理規則、契約規則を始め職務権限規程、各種事務処理要綱、取扱要領、基準等の規程に基づき、基本的な事務手順の再確認を徹底し、適正な事務処理、執行に努められるよう求めます。